

# 児童自立支援施設のあり方に関する研究会

## 第6回議事次第

平成17年12月27日（火）

15：00～17：30

厚生労働省13階専用第16会議室

1. 開会

2. 議題

(1) 児童自立支援施設のあり方に関するまとめ

(2) その他

3. 閉会

# 配 付 資 料 一 覧

○児童自立支援施設のあり方に関する研究会 第6回議事次第

○座席表

○資料 「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」における  
検討課題に対する考え方について（案）

（参考）「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」検討課題

## 「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」における 検討課題に対する考え方について（案）

### 1. 自立支援機能の充実・強化について

#### (1) 援助技術・援助方法について

##### ○生活指導の基本的なあり方

・より家庭的で福祉的なアプローチにより育てるという役割を果たすことが重要であり、従来の児童自立支援施設の生活型・暮らし型の支援基盤をさらに強化することが必要である。

・生活指導において重要なのは、一人ひとりの子どもに向き合い関係性を育むなかで愛着関係を形成し成長・発達、立ち直りを支援していくことである。

##### ○特別なケアを要する児童への支援・援助のあり方

・発達障害等を有する児童に対しては、個々の特性に応じたきめ細かい支援が必要であるが、児童自立支援施設が実践してきた枠のある生活と規律ある生活指導が効果的である場合が多い。そのため、施設のこれまでの支援の内容を踏まえつつ、枠の作り方や行動の修正の方法を積み上げていくことが必要である。

・発達障害等を有する児童の支援においては、外部の医療機関との連携を図りつつ、医療・心理・福祉・教育のスタッフが情報を共有化することが必要である。なお、心理療法を担当する職員について

は、施設全体の児童の関係性をみる職員と個人療法を個別に行う職員の両者を配置することが望まれる。

- ・国は、発達障害等を有する子どもの支援を効果的に行うための研究を行うとともに、先駆的な取組事例の収集、提供を行うことが必要である。

### **○個別的な指導が必要となった場合の支援・援助のあり方**

- ・集団生活での不調等から子ども自身がクールダウンでき、より効果的な支援ができる個別寮（観察寮）の設置が望まれる。個別寮は、集団支援をカバーでき、また緊急一時保護にも対応もできる設備となり得る。

### **○親支援・家族支援のあり方**

- ・発達障害や虐待等のケースの場合、親と親子関係を治療の対象としなければならないケースが多く、平行治療を行うことが必要である。

- ・親支援、家族支援を行うに当たっては、親へのアプローチは児童相談所が行い、具体的な親子へのかかわりの仕方は、児童自立支援施設の子どもの生活の場で提供するなど、児童相談所と十分な連携を取ることが必要である。

### **○自立支援計画のあり方**

- ・自立支援計画は、児童相談所の援助指針に基づいて作成されるが、

児童相談所から提供されるアセスメント情報等を有効に活用することが重要であり、計画の実施やモニタリング、評価にあたっては児童相談所等関係者との連携を図ることが必要である。

## ○学習指導のあり方

・学習指導においては、個別の学習プログラム・教育計画を立てて、個別支援を充実する必要がある。教員は子どもの特性・個別性を理解した学習プログラムを作成する力が求められる。

・入所児童の特性を踏まえれば発達障害等に対応できる、特別支援もしくは特殊教育の経験ある教員の配置が望まれる。

・児童自立支援施設の教育については平成9年の法改正で学校教育を行うことになったが、学校教育導入状況を踏まえた今後のあり方について検討することが必要である。さらに、県レベルの福祉部局と教育委員会との連携、特に人事交流も含めた連携のあり方について検討することが必要である。

## ○被害者の視点を取り入れた教育のあり方

・被害者の視点を取り入れた教育についても、より積極的に進めていく必要があるが、個別指導、個別面接、作文等により、非行行為だけではなく、生活全般あるいは親子関係、家族関係、友だち関係を見直す取り組み一般のなかで行うことが必要である。なお、実施に際しては、子どもの成長や発達段階に十分配慮して行うことが重要である。

## ○武蔵野学院の機能の充実・強化のあり方

・武蔵野学院は、全国の児童自立支援施設の支援面のリーダーシップと併せ、自立支援事業全般のノウハウ・研究においてさらに充実すべきである。また、施設長や児童自立支援専門員等に対する研修について、研修内容、期間、頻度などについて充実、強化を図ることが必要である。さらに、自立支援事業に関する情報発信センターとしての機能と同時に、大学等の教育機関や地域との連携を積極的に行う必要がある。

・児童自立支援専門員養成所の試験実施時期や試験科目について検討することが必要である。また、養成所を卒業した後の進路が児童福祉現場に直結していくようなシステムを作ることが求められており、全国の児童自立支援施設との連携を深める取組が必要である。

## (2) 施設機能の拡充・強化について

### ○リービングケア・アフターケア機能のあり方

・リービングケアやアフターケアについて、高齢児寮や自活寮など、新たな体制を作ることが必要である。

・民生委員を活用するなど、施設退所後に地域で子ども達を見守る仕組みを具体的に作ることが望まれる。

### ○短期入所機能・通所機能・相談機能のあり方

・児童自立支援施設の入所期間は、1年半から2年程度となってい

るが、より短期の入所により効果があがる児童も考えられる。

- ・通所機能については、アフターケアの一貫として効果的な場合が考えられるが地理的に遠いという問題もある。

- ・児童家庭支援センターを附置することにより、非行相談等への的確な対応も期待できる。

- ・これらの機能について、児童自立支援施設の本来の機能を十分果たせる体制整備を図った上で、これらの機能を附加することにより、総合的に対応できるセンターとなることが望まれる。

## **2. 施設の運営体制について**

### **(1) 施設長・児童自立支援専門員等の資格要件と人事システムについて**

#### **○施設長の資格要件・人事システムのあり方**

- ・施設長の人事について、地方自治体は、施設長が現場のリーダーとして指導力を発揮し得るよう、一定程度の期間の配置や児童自立支援施設等の児童福祉関係経験者の配置などに配慮をすることが必要である。また、国においても地方自治体に対して、指針を示す等により必要な助言・指導を行うことが必要である。

- ・国は、資格要件について、児童福祉施設最低基準第 81 条第 2 号に児童相談所の児童福祉関係経験者を加えて専門性を確保することが必要である。

## ○児童自立支援専門員等の資格要件・人事システムのあり方

- ・児童生活支援員の資質の向上や待遇の改善について、研修の充実や児童自立支援専門員資格の取得に向けた支援等を行っていくことが必要である。

- ・施設機能の再建を図る等の観点から、地方自治体は、地方自治体の枠を越えて一定期間出向させる仕組みをつくることが望まれる。

- ・児童自立支援専門員等の人事については、地方自治体は、寮舎の安定的な運営や職員の専門性を確保する観点から、一定程度の期間の配置や児童福祉関係経験者又は自立支援事業に熱意のある者の配置などに配慮をすることが必要である。また、国においても地方自治体に対して、指針を示す等により必要な助言・指導を行うことが必要である。

## (2) 寮舎の運営形態について

### ○夫婦小舎制の維持・充実・強化のあり方

- ・子どもに目が届きやすい、家庭的な形態の夫婦小舎制の維持・強化を図っていくことが重要である。そのため、国は、幅広い人材を対象とした養成や夫婦小舎制における好事例のとりまとめなどにより、夫婦小舎制の人材確保や職員の養成について、強化していくことが必要である。

- ・地方自治体は、夫婦小舎制同士の施設において、地方自治体の枠を越えた人事交流の仕組みをつくることが望まれる。



- ・国は、将来的に、専門里親が寮舎を受け持つ形態での寮運営の仕組みを検討することが必要である。

## ○交替制寮舎の充実・強化のあり方

- ・夫婦制から交替制へ移行する施設が増えているが、その運営が適正に行われていない施設も少なくない現状にある。交替制に移行する際は、児童集団の構成・適正規模や居室等の生活環境に配慮することが重要であり、併せて職員体制を整備することも必要である。

- ・職員の育成は「仕事の場を通じて」行うことが有効であり、児童自立支援施設は、寮単位でベテランの職員を中心としたチームを組み、新たな職員を受入れ育てていく体制を整備することが必要である。

- ・国は、交替制へ移行する場合にも子どもへの適正な支援が確保されるよう、好事例を収集し提供することが必要である。また、交替制における施設職員の専門性の確保や資質の向上を図るため、児童への支援の好事例についても収集し、提供することが必要である。

## (3) 設置運営主体について

- ・児童に対する適切な対応を図っていくためには、施設運営の安定性・継続性の確保が不可欠である。

- ・民営化により、児童自立支援施設は、地域社会の企業やNPOと協力し、運営諮問委員会をつくるなどにより、効果的な施設運営を

図ることができ、また、ボランティアや地域の積極的な活用により、児童の社会性の向上や施設の活性化にも有効と考えられるとの意見が一部の委員からなされた。一方、非行児童に対する公の責任の観点、退所児童のアフターケア、学校教育の円滑な導入、職員の身分の安定、他の福祉施策や関係機関との連携等の観点から、都道府県の公設公営原則は維持することが必要であるとの意見が多数の委員からなされた。

- ・伝統的に民営で事業を行っている施設においては、さまざまな実践により、児童への効果的な支援が図られているが、民営で事業を行うには、きちんとした運営理念を立てることと、財政的な確保がなされる必要がある。

- ・仮に民営化を認めるとしても非行へのスタンス、公としての責任・対応、児童自立支援施設の役割、民営化する場合に施設機能を維持・強化する仕組みがあるのか、民間と共同する場合にどのような仕組みがあるのか、などをきちんと検討することが必要である。

### **3. 関係機関等との連携について**

#### **(1) 児童相談所との連携について**

- ・児童相談所と連携を図ることが極めて重要であり、きちんと連携して、入所の円滑化、親への関わり方、社会復帰後のアフターケアの充実を図っていくことが必要である。

## (2) 学校等教育機関等・少年院等との連携について

・学校教育の導入の推進や教育内容の充実を図るためには、県レベルでの福祉部局と教育委員会との連携、特に研修や人事交流も含めた連携のあり方について検討することが必要である。(再掲)

・児童自立支援施設において、医療と福祉との連携、学校と福祉との連携などさまざまなケース検討会議を積み重ね、連携のあり方を検討し、国は、連携の好事例等を全国へ発信していくことが必要である。

・国は、児童自立支援施設と少年院相互において、それぞれの支援方法や連携のあり方について、情報交換を進めていくことが必要である。

・児童養護施設の地域小規模児童養護施設や自立援助ホームを活用するなど新しい連携の仕組みを検討していくことが必要である。また、関係機関の連携に加え、大学や地域との繋がりを強化し、マンパワーや知識の活用を検討していく必要がある。

## 児童自立支援施設のあり方に関する研究会 検 討 課 題

### 1. 施設の運営体制について

- 施設長及び児童自立支援専門員等の人事異動システム・資格要件等のあり方
- 施設運営全般のあり方

### 2. 寮舎の運営形態について

- 夫婦小舎制のあり方（維持確保・強化策）
- 交替制寮舎のあり方（充実・強化策）

### 3. 援助技術・援助方法の向上と研修システム・人材養成について

- 自立支援の援助技術・援助方法のモデル事例の抽出・整理・フィードバックのあり方
- 児童自立支援専門員等の養成のあり方

### 4. 施設機能について

- 入所児童の減少要因の分析
- 通所機能・一時保護機能・短期入所機能のあり方
- リービングケア・アフターケアのあり方
- 保護者の指導・支援のあり方
- 相談機能（児童家庭支援センターの附置等）のあり方

### 5. 関係機関等との連携について

- 児童相談所・学校・民生児童委員等関係機関との連携のあり方
- 少年院・法務省との連携